

## 第 4 回 J A S 制度のあり方検討会で委員から出された意見

## 1. J A S 規格のコンセプトの明確化

## (1) J A S 規格を「エクセレンス J A S」と「ミニマム J A S」に二分することについて

J A S 規格は品質改善にも役立っており、規格をミニマムとエクセレンスに単純に二分することはできないのではないかと。

林産物の J A S 規格の等級は「良いもの、悪いもの」という区分ではなく、商品の位置づけを明確にするというもの。「ミニマム」「エクセレンス」という言葉が一人歩きするのは良くない。

スタンダードについてはマークを表示しなくてもよいものとし、エクセレンス規格にのみマークを付するものとするとも考えられる。規格をつくることにより目指すものと、マークを付けることにより目指すものを区別して議論してはどうか。

## (2) 各品目の定義を品質表示基準ではなく J A S 規格におくことについて

製造業者の工夫を妨げないよう、規格の形としてもよいのではないかと。

塩漬しないハム、かんすいを使わないラーメン、はちみつ入りマヨネーズ等、従来その名称を表示できなかった立派なイミテーションについては、きちんと表示できるよう手当てすべき。

コーデックス等の国際的な場で日本の立場を主張していくためにも、国として品目の定義を（品質表示基準として）定めておく必要がある。

任意の J A S 規格で品目の定義を定めることは、表示の混乱を招きかねないことから反対。

品質表示基準の名称規制により問題が生じている旨の指摘があったが、それは品質表示基準の内容の問題ではないかと。

個別品目の品質表示基準の定義を J A S 規格に移行するとすれば、原料原産地表示の義務づけ等、対象品目の範囲を明確にすべき場合に、品質表示基準上の対象の範囲が不明確になるのではないかと。

## (3) 「ミニマム J A S」の位置づけについて

ミニマムという言葉を使いながら、標準だと説明しており、概念が明確となっていない。

粗悪品を排除するための規格を作るのか、各品目の品質の分布の真ん中あたりを狙った規格を作るのか、それともエクセレンスに持っていくための規格を作るのかを明確にすべき。

おおかたのものはミニマムの規格を上回っているというのが消費者にわかるという方向が望ましい。

JAS規格が本当にミニマム（最低限）を定めた規格であれば、それは任意の規格ではなく、義務づけるほうが消費者にとってわかりやすい。

ミニマムの規格であるならば、それを満たすのは当然であり、JASマークを付けるまでもないのではないか。

## 2. JASマークのあり方

### (1) JASマークに視覚的な工夫を施すことについて

視覚に訴えるのは良い。

個々の事業者が色々と工夫してマークを表示できるようにするのは賛成。

重要なのは規格の内容であり、JASマークを付けることで差別化できる内容であれば、メーカーは自らその内容を表示するのではないか。

### (2) JASマークに具体的な内容を付記することについて

JASマークは4種類もあり、マークの意味するところがわかりにくい。製品にJASマークを表示する際に、「品質保証」等その意味するところを付記させてはどうか。

JASマークではなく、「添加物不使用」等の表示を見て食品を選択することが多いので、JASマークに内容を付記するのは賛成。

ロゴマークは色々な情報を一括して表すことに意味があり、ロゴマークで表現しきれない情報を付記するのではマークの意味がないのではないか。

マークに色々な情報を付記させるのは煩雑になり、かえって良くない。

表示を行うことのできるスペースの問題もあることから、特例を設けるなど十分配慮して欲しい。

### (3) 最終製品に「JAS品使用」等の表示を行うことを推奨することについて

最終製品に「原材料にはJAS品を使用」と表示して、消費者にJASへの関心を持ってもらうのも良いことだと思う。

## 3. 認定の技術的基準のあり方

ISO9001等の認証を得ている事業者を認定する際の審査の簡素化を

認めるのは良いと思う。

J A S の認定の技術的基準に H A C C P の重要管理点の視点を取り入れる等、H A C C P と J A S 制度の連携についても検討してはどうか。

認定事業者の自己格付の業務のうち、検査分析部分を第三者試験機関が実施する、いわゆる B 方式を原則的な形態としてはどうか。

現行法では、格付検査が終わるまで出荷できないこととなっているが、この点を改めてはどうか。

#### 4 . 表示とリンクした J A S 規格の展開

##### ( 1 ) 表示の真正性を担保する J A S 規格について

有機のように第三者認証を得たものについて一定の表示を認めるという制度は理解できるものであり、例えば「添加物不使用」といった表示も対象となりうるのではないか。

一定の割合以上有機原材料を使用した旨の表示を行う場合に第三者認証を行うことを検討してはどうか。

生産情報公表 J A S は「表示の基準のみの J A S 規格」として位置づけることができれば、それが良いと思う。

強制法規で義務として表示している事項が正確であることを認証することについては、政策的に好ましいかどうかという観点からも判断すべきであり、法制的には義務表示事項へのプラスアルファとして事前の認証は認められるのではないか。

J A S 規格の考え方として情報提供に重点を置くのであれば、消費者の選択に役立つ情報を提供していることを認証する仕組み、即ち表示の基準のみの認証は法制上成り立つのではないか。

正確に表示していることを保証するマークが欲しいという要望は以前からあったので、これが可能になるのであれば結構なことだ。

義務表示事項は、事業者が当然守るべきことであり、国も監視体制を整えているはずなので、それを第三者認証により保証する必要はないのではないか。

##### ( 2 ) J A S 規格の認定等を条件に一定の表示義務事項の省略を認めることについて

一定の条件の下に義務表示事項の省略を認めるのは結構なことである。

#### 5 . J A S 規格の制定・見直しの基準

( 1 ) 品目横断的な規格の制定について

全ての加工食品について一般的なスタンダードとしての規格を作っていくべきではないか。

( 2 ) 廃止の検討の基準を格付率等から認定事業者のシェア等に変更することについて

林産物では、業者間取引が中心であり、格付は受けていないが J A S 相当品ということで売買されているものが相当ある。格付がないから即規格を廃止ということがないようお願いしたい。

( 3 ) 規格見直しの際に、「ミニマム」か「エクセレンス」か、性格を明確にすることについて

「標準」と「エクセレンス」という仕分けは再度検討してほしい。分類名の標準を定めた上で、「規格保証 J A S」とすればよいのではないか。

ミニマム規格については、分類名という考え方ができる。しょうゆかソースかといった分類は、消費者の選択のために必要があるのではないか。

分類名であれば、スタンダードではなく、まさに最低限の基準となるのではないか。

6 . その他

ペットフード、愛玩動物または鑑賞植物についても、J A S 規格の対象としてはどうか。

残留農薬や微生物等の安全基準を J A S 規格で定められないか。

食品の多様化には、安全性の確認された食品添加物の貢献が大きい。安全性の確認された添加物についてまで、拒絶反応を起こすのはやめて欲しい。